群馬県アーチェリー協会規約

戻　る

目次

総　則　　第１条～第４条

構　成　　第５条～第６条

会　員　　第７条～第８条

役　員　　第９条～第１８条

会　議　　第１９条～第２５条

財産管理　第２６条

会　計　　第２７条

事業・会計年度　　第２８条

事務局　　第２９条

専門部　　第３０条

委員会　　第３１条～第３３条

付　則　　第３４条～第３５条

群馬県アーチェリー協会規約

≪総　則≫

第１条　（名　　称）

本協会は、群馬県アーチェリー協会と称し、群馬県内におけるアーチェリー競技を統括し、且つこれを代表する団体である。

第２条　（事務所）

本協会は、群馬県高崎市藤塚町３９６－１５（有）田島防災内（２０１０．５．７改）に事務所を置く。

第３条　（目　　的）

本協会は、アーチェリーの普及発展と競技力の向上を図り、健全なスポーツ精神を養い、体育文化の向上に寄与することを目的とする。

第４条　（事　　業）

本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業をおこなう。

一　県内におけるアーチェリーの普及振興に関する一般方策の樹立とその展開。

二　『公益社団法人　全日本アーチェリー連盟』に群馬県を代表して加盟し連盟に協力してアーチェリー界発展に資すること。（２０１３．５．２０改）

三『公益財団法人　群馬県スポーツ協会』に群馬県のアーチェリー競技を代表して加盟し、県内体育文化の向上に資すること。（２０１３．５．２０改）

四　群馬県アーチェリー選手権大会の開催及び各種競技会・講習会等の開催。

五　国内のアーチェリー競技会に対し、群馬県を代表する役員・選手の選定及び派遣。

六　加盟団体の強化発展と相互の連絡融和を図ること。

七　加盟団体所属会員の登録及び承認。

八　本協会公認以上の競技会における得点記録を認定し、それを保管すること。

九　常設射場の公認。

十　その他協会の目的達成に必要な事項。

目次に戻る

≪構　成≫

第５条　（構　　成）

本協会は、加盟団体（以下支部と称す）の会員及び学校単位で登録している者をもって構成する。

第６条　（支　　部）

支部とは、次の各号に該当するものをいう。

一　原則として県内に居住もしくは勤務（在学）する者により、地域を主体として組織し、同一郡市からは１団体とする。特例として職域としての組織も認めることができる。

ニ　原則として１０名以上の会員を有し、代表を定め、文書をもって本協会に申請し、本協会理事会にて承認されたものをいう。

２　各支部は、本協会規約・諸規定並びに総会・理事会の決定事項に従い本協会発展に寄与しなければならない。

目次に戻る

≪会　員≫

第７条　（会　　員）

会員とは、広くアーチェリーを愛好し、本協会の目的に賛同する以下の者で、理事会において承認された者をいう。

一　各支部に所属し、定められた会費を本協会に納入した者で、県内に居住もしくは勤務（在学）する者。

ニ　学校単位で登録している者。及びジュニア。（２００５．５．１改）

三　前各号にかかわらず、理事会で承認した者。

２　会員は、（公社）全日本アーチェリー連盟に競技者等登録をすることができる。（2013.5.20 改）

第７条の２（準会員）（2009.4.26 改）

以下の者は準会員として登録することが出来る。ただし、事務局扱いとして、会議への代表権・総会への参加権はない。

一　県内の中学校・高等学校を卒業し、群馬県外に生活する学生・社会人。

二　県内支部での登録・活動が困難な生徒・学生・社会人。

第８条　（除　　名）

会員が次の事項に該当する場合は、総会の議決により除名することができる。

一　本協会の規約に違反し、会員としての義務を著しく怠ったとき。

二　本協会の名誉を著しく傷つける行為（言動）をおこなったとき。

≪役　員≫

第９条　（役　　員）

本協会には次の役員をおく。但し、監事を除く役員は理事となる。

一　会　　長　　１　名

二　副会長　　若干名

（内１名は群馬県高体連アーチェリー競技専門部部長）

三　理事長　　１　名

四　副理事長　　３　名（2009.4.26 改）

五　理　　事　　支部を代表する者　各１名

六　事務局長　　１　名

七　専門部長　　若干名

八　監　　事　　２　名

第１０条（役員選考委員会）

役員は、役員選考委員会（以下委員会と称する）で選考し、総会で投票により決定する。

２　前条第１項五号の理事は、各支部が委員会に推挙する。

３　委員会は、各支部代表２名の役員選考委員（以下委員と称する）と理事長により構成する。

４　委員会は、会長が召集し、役員の任期満了１ヶ月前までに開催する。

５　委員長は、委員の互選とし、委員会の議長となる。

６　議決は、出席委員の過半数による。但し、同数の場合は議長の採決による。

第１１条（会　　長）

会長は本協会を代表し、会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、これを代行する。

第１２条（理事長）

理事長は理事会の決定に従って、常務を統括する。副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、これを代行する。

第１３条（理　　事）

理事は理事会の決定に従って、常務の遂行に当たる。第９条１項五号の理事は、理事会の決定事項を支部会員に周知徹底する。

第１４条（事務局長）

事務局長は、理事会の決定に従って、事務局を統括し、各専門部長との連絡調整に当たる。

目次に戻る

第１５条（専門部長）

専門部長は、理事会の決定に従って、担当する専門部を統括し、常務の遂行に当たる。

第１６条（監　　事）

監事は、本協会の運営並びに会計全般にわたり監査し、総会に報告する。

２　監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

３　前第１項の報告をするため、必要に応じて理事会又は総会の開催を請求することができる。

第１７条（顧　　問）

必要に応じて、顧問を置くことができる。

２　顧問は、理事会で推挙し、総会で決定し会長が委嘱する。

３　顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。但し、議決権は有しない。

第１８条（役員の任期）

役員の任期は、２年とし、再選を妨げない。

２　欠員及び増員による補充役員は、理事会の議決による。但し、次回総会までの代行とし、任期は、前任者の残任期間とする。

目次に戻る

≪会　議≫

第１９条（総　　会）

総会は、定例総会及び臨時総会として会長が召集し、理事長がその議長となる。

２　定例総会は、毎事業年度終了後２ヶ月以内に召集する。

３　臨時総会は、会長が必要と認めたとき、又は会員の２分の１以上の請求があったときに召集する。

４　総会出席者は、第９条に定められた役員及び代議員とする。（2009. 4. 26 改）

５　代議員は、各支部 1～10 名の会員あたり１名とし、11 名以上の会員がいる支部では 10 名につき１名を加える。（2009. 4. 26 改）

６　代議員は、各支部にて選出し、総会日の 10 日前までに協会事務局まで氏名を提出する。代議員の任期はその総会日のみとする。（2009. 4. 26 改）

第２０条（総会附議事項）（2009.4.26 改）

総会に附議する事項は、会日の３０日前までに各支部の代表者を通じて代議員に通知しなければならない。但し、総会において出席した会員の３分の２以上の同意を得たときに限り、予め通知をした事項以外についても議決することができる。

第２１条（2009.4.26 改）

総会は、役員および代議員の２分の１以上の出席（委任状を含む）をもって成立する。

第２２条

総会の議決事項は、出席者（委任状は含まない）の過半数をもって決定する。賛否同数の場合は、議長の採決による。但し、第 23 条１項四・五号の決定は、３分の２以上とする。

第２３条

総会は、次の事項を審議決定する。

一　役員の選任

二　予算並びに決算

三　事業報告並びに事業計画（競技会日程を除く）（2012.2.5 改）

四　本規約の改廃

五　会員の除名

六　その他議決を要する重要事項

第２４条（理事会）

理事会は、第９条の理事をもって構成し、会長が召集し、理事長が議長となり、本協会の全般的な運営に必要な事項を審議決定する。

２　理事が欠席する場合の代理出席は認める。但し、議決権は有しない。

３　理事会は、理事の２分の１以上の出席で成立し、その過半数で議決する。賛否同数の場合は、議長の採決による。

第２５条（議事録）

総会は議事録を作成し、議事録署名人２名が、これに記名押印する。

２　理事会は、議事録を作成する。

３　前１・２項の議事録は、事務局にて保管し、閲覧に供する。

≪財産管理≫

目次に戻る

第２６条（財産管理）

本協会の物品財産の管理は、理事長がおこなう。

≪会　計≫

第２７条（会　　計）

本協会の会計は、会費・補助金・寄付金・事業収入及びその他の収入をもって運営する。

２　納入された会費は、返却しない。

３　会計処理は、別に定める規定による。

目次に戻る

≪事業・会計年度≫

第２８条（事業・会計年度）

本協会の事業及び会計年度は、４月１日より３月３１日までとする。

≪事務局≫

第２９条（事務局）

本協会は、事務局を設け、別に定める事務局規定に従って会務の処理をおこなう。

２　事務局は、事務局長１名、事務局次長１名、事務局員若干名で組織する。

３　事務局次長及び事務局員は、事務局長が推薦し理事会で承認する。

≪専門部≫

第３０条（専門部）

本協会の事業を執行するため、以下の専門部を置く。

一　財政部

二　競技部

三　審判部

四　強化部

五　高校部

２　各専門部は、部長１名、委員若干名で組織する。

３　委員は、部長が推薦し、理事会で承認する。

４　専門部の事務分掌規定は、別に定める。

５　年度途中での設置及び廃止は、暫定処置とし、次回の総会で決定する。

目次に戻る

≪委員会≫

第３１条（委員会）

本協会の事業を執行するため、以下の委員会を置く。

一　称号・段級位審査委員会

二　各種委員会

第３２条（称号・段級位審査委員会）

称号・段級位審査委員会の構成・運営については、（公社）全日本アーェリー連盟の称号・段級位審査委員会規定を準用する。（2013.5.20 改）

第３３条（各種委員会）

各種委員会は、必要に応じて理事会の決定により設置し、その目的の完了をもって解散する。

目次に戻る

≪付　則≫

第３４条（規　　定）

本規約にいう別に定める規定は、理事会で決定する。

２　前項の他、本規約の施行について必要な事項は、理事会の議決をもって別に定める。

第３５条（施行期日）

本規約は、１９８０年　４月　１日より施行する。

本規約は、１９９３年　３月　７日改正施行する。

本規約は、１９９７年　４月２７日改定施行する。

本規約は、２００５年　５月　１日改定施行する。

本規約は、２００６年　４月３０日改定施行する。

本規約は、２００９年　４月２６日改定施行する。

本規約は、２０１０年　５月　７日改定施行する。

本規約は、２０１２年　５月２０日改定施行する。

本規約は、２０１３年　５月２０日改定施行する。

目次に戻る

戻　る